

【判例】

○「七人の侍」脚本映画化権事件

（東京地裁 昭和五十三年二月二十七日判決）

被告と原告橋本は、昭和二十七年十一月一日、(1) 原告橋本は、昭和二十七年十一月一日から昭和二十八年十月三十一日までの間、被告が製作し国内及び国外に配給する映画の脚本を、他社に優先して三本執筆するとともに、被告の企画に協力すること、(2) 右(1)に基づいて書かれた原告橋本の著作物の映画化権は被告に属すること、但し、映画化以外の行使に関しては、原告橋本は被告の諒解を求めること、という内容を含む契約を締結したことが認められ（るが、）……前記契約が締結された当時、日本の映画界では、脚本家が映画会社のために脚本を書いた場合、その脚本の映画化権は映画会社に属するけれども、映画会社が脚本を買い取る金額、いかえれば映画化権を永久的に映画会社に帰属させるに十分な対価を脚本家に支払ひえない経済事情下にあつたことなどから、そのころ、シナリオ作家協会と被告会社を含む映画会社五社との間で、映画会社がその脚本によつて映画を一本製作したらその脚本の映画化権は脚本家にもどるし、もし脚本について映画化権を取得したのち一年もしくは一年半を経過しても映画会社が映画を製作しない場合には、映画化権は当然に脚本家にもどるとするとりきめがなされていた事

その他第十一条の判例を参照のこと。

○テレビドラマ脚本翻案事件

（東京地裁 平成六年三月二十三日判決）

著作権法二七条は、「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し」と例示したうえ、「その他翻案する」権利を有すると規定しているから、「翻案」とは、翻訳、編曲、変形、脚色又は映画化と同じように、いずれか一方の作品に接したときに、接した当該作品のストーリーやメロディ等の基本的な内容と、他方の作品のそれとの同一性に思ひ至る程度に当該著作物の基本的な内容が同一であることを要するというべきであり、また、本件のようなドラマやその脚本においては、主題、ストーリー、作品の性格等の基本的な内容が類似することを要するというべきところ、本件においては、右認定のようなストーリーの相違、主題又は作者の意図の違い等を総合すると、原告脚本と被告ら作品は、基本的な内容において類似しているとは認められないというべきである。

〔著作六三〕

(2) 本条の視聴覚障害者情報提供施設は、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの（例えば、点字図書館）並びに点字刊行物を出版するものに限られること。

(3) 本条第一項第五号の規定に基づいて、筑波技術短期大学視覚部図書館が指定を受けていること（平成五年文化庁告示第五号）。

【条 約】

○ベルヌ条約、万国著作権条約
いずれも特別の規定はない。

【行政実例】

○点字図書館と録音テープの寄贈について

（昭和五十一年十月十九日）
（五一地文著第六号）

1 民間奉仕団体が盲人向けのため作成した朗読テープの寄贈を受けること

2 私的使用のため作成された録音テープの寄贈を事後に受けると

回答

1 について 著作権者から録音の許諾を得たものでない限り、寄贈を受けるべきでない。

（理由）

第二編 解説 著作権法（三七条）点字による複製等

著作権法（以下「法」という。）第三十七条第二項（現第三項）に基づき「もつぱら盲人向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる」施設は、著作権法施行令第二条に規定されており、同施行令で定める施設以外の施設や団体が著作権者の許諾を得ないで録音することは著作権侵害となる。更に、仮に貴図書館がこのように違法に作成された録音物を受領し、それを貸出しの用に供することとすれば、そのことは法第百十三条第一項第二号に該当することとなるからである。

2 について 著作権者から録音の許諾を得たものでない限り、寄贈を受けるべきでない。

（理由）

私人が私的使用のために著作物を録音することはできるが、当該録音物を著作権者の許諾を得ないで点字図書館に寄贈することは法第四十九条の目的外使用に該当するからである。

【一問一答】

問 点字図書館で拡大写本を作成することは認められますか。

答 著作権法上、点字図書館では、著作物の点字による複製及びもつぱら視覚障害者向けの貸出しの用に供するための録音を行うことは、著作権者の許諾なく行えるものとされていますが、拡大写本を作成することまでは認められていません。

（プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等）

第四十七条の二 プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製又は翻案（これにより創作した二次的著作物の複製を含む。）をすることができる。ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条第二項の規定が適用される場合は、この限りでない。

2 前項の複製物の所有者が当該複製物（同項の規定により作成された複製物を含む。）のいずれかについて滅失以外の事由により所有権を有しなくなった後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。

【解 説】

（一）趣 旨

プログラムの著作物の利用の特質に対応した規定であり、プログラムの利用に当たっては、プログラムの滅失等に備えるための複製や、機能向上（バージョンアップ）のための翻案が行われるのが通常であり、このようなプログラムの著作物の複製や翻案は、プログラムの著作物の公正な利用と考えられるため適法な行為としたものである。

（二）留意事項

（1）本条において許容される複製又は翻案は、プログラムの著作物の複製物（磁気テープ、磁気ディスク等）の

② 申請書の書き方

実 名 登 録 申 請 書	
平成〇年〇月〇日	
収入 印紙	
	(9,000円)
	文化庁長官 殿
1 著作物の題号	<small>フリガナ</small> 春 <small>はる</small> の <small>アスカ</small> 嵐
2 登録の原因及びその発生日	平成〇年〇月〇日に無名で公表した。
3 登録の目的	実名の登録
4 著作者	
住所(居所)	東京都千代田区霞が関〇〇
氏名(名称)	<small>フリガナ</small> 文部 <small>モリアノ</small> 翔
5 前登録の年月日及び登録番号	なし
6 申請者	〒XXXX-XXXX ☎(XX)XXXX-XXXX
住所(居所)	東京都千代田区霞が関〇〇
氏名(名称)	<small>フリガナ</small> 文部 <small>モリアノ</small> 翔 印 または、本人の署名
7 添付資料の目録	著作物の明細書 1通 住民票の写し 1通

【実名登録申請書】記載上の注意事項

1 著作物の題号

- 著作物の明細書の 1 著作物の題号 欄の名称と一致していなければなりません。
- 漢字には必ずふりがなをつけてください。